

医療的ケア児を支援するための 庁内連携体制について

文京区障害福祉課身体障害者支援係

令和 6 年 7 月 3 日（水）
東京都医療的ケア児支援地域協議会

医療的ケア児の支援体制について

医療的ケア児支援連絡会

- ・委員構成…学識経験者、医師、看護師、障害福祉関係者、医療的ケア児支援コーディネーター養成研修修了者、福祉 部長、障害福祉課長、子育て支援課長、幼児保育課長、子ども施設担当課長、健康推進課長、保健サービスセンター所長、教育指導課長、児童青少年課長、教育センター所長
- ・開催頻度…年2回程度
- ・協議内容…医療的ケア児の支援ニーズ・支援に関する課題把握・対応策の検討

課題等を報告

ケース検討会議

保健衛生部門

健康推進課、予防対策課、
保健サービスセンター

医療的ケア児に
関する課題等

障害福祉部門

障害福祉課

医療的ケア児に
関する課題等

教育部門

学務課、教育指導課、児童
青少年課、教育センター

医療的ケア児に
関する課題等

子育て部門

幼児保育課、子ども家庭支
援センター

医療的ケア児に
関する課題等

- ・関係各課との連携
- ・部門を跨いだ個別ケース検討
- ・ライフステージに応じた課題への対応について協議・決定
- ・随時開催

ケース検討会議の対象者

- ・ 要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第25条2）
- ・ 地域ケア会議（介護保険法第150条48）

上記と異なり個人情報共有する法的根拠がない



医療的ケア児のいる各家庭を訪問し、
情報共有の趣旨を説明し、
個人情報の共有に関する同意を得た。

同意書を根拠とし、庁内関係課で情報共有

ケース検討会議とは

- ・ 事務担当者
→ 各課取組状況、区の課題と方向性を共有
- ・ 医ケア児の保護者等
→ 関係課来庁時に 同じ内容の説明を求められない
- ・ 施設を所管する関係課
→ 事前に医ケア児の情報を把握し、
受入体制整備を計画的に行う

医療的ケア児支援法の定義

医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童

文京区で把握する医療的ケア児

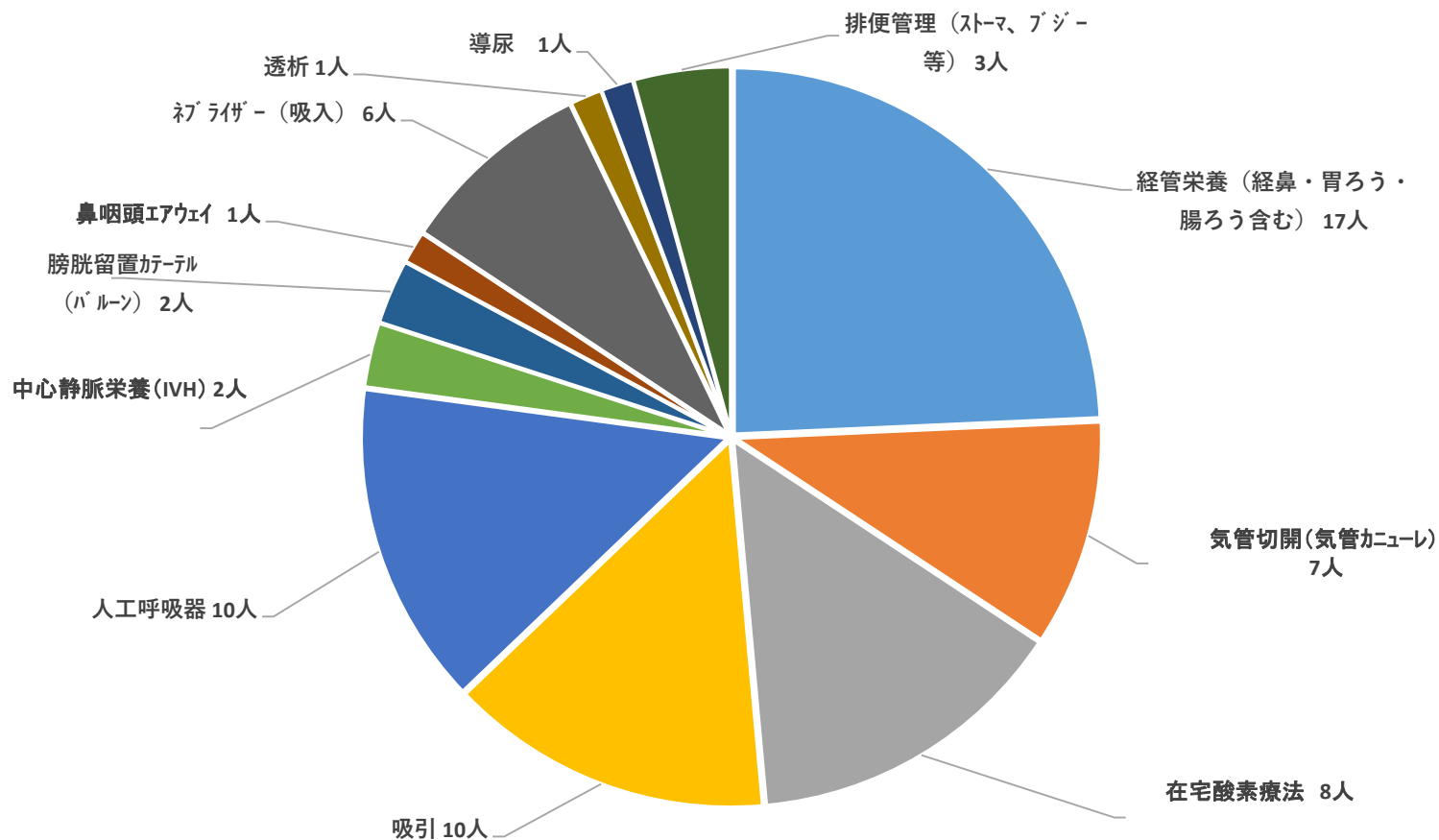
医ケア児支援法の定義に加え・・・

- ・ 保育、教育等社会資源利用に困難
- ・ 組織横断的な情報共有と継続支援が必要

医療的ケア児数（令和5年12月1日現在）

32名（未就学児21名、就学児11名）

医療的ケアの内訳（令和5年12月1日時点の延べ数）



医療的ケア児一覧・共有フォーマットの例

障害福祉課 対象者(身体障害者手帳所持者、障害児通所サービス等利用者)

2022/6/1

	氏名	性別	生年月日	年齢 (月末)	住所	身障手帳	愛の手帳	都重心 児事業	レスパイト 事業	医療行為	障害・疾患名	病院	訪看事業所	社会資源、サービス の利用状況	備考	同意書
1	中村 中村 中	男	2000.01.01	22	東京都港区	あり	なし	あり	あり	人工呼吸器	知的障害、 てんかん、 心臓病	東京都立 病院	訪問看護 センター	東京都立 病院	・知的障害、 てんかん、 心臓病、 人工呼吸器、 人工栄養・水分摂取	○
2	山田 山田 山	女	2001.03.05	21	東京都港区	あり	なし	あり	あり	人工呼吸器	知的障害、 てんかん、 心臓病	東京都立 病院	訪問看護 センター	東京都立 病院	・知的障害、 てんかん、 心臓病、 人工呼吸器、 人工栄養・水分摂取	○
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

保健サービスセンター 対象者

	氏名	性別	生年月日	年齢 (月末)	住所	身障手帳	愛の手帳	都重心 児事業	レスパイト 事業	医療行為	障害・疾患名	病院	訪看事業所	社会資源、サービス の利用状況	備考	同意書
3	山田 山田 山	男	2000.01.01	22	東京都港区	あり	なし	あり	あり	人工呼吸器	知的障害、 てんかん、 心臓病	東京都立 病院	訪問看護 センター	東京都立 病院	・知的障害、 てんかん、 心臓病、 人工呼吸器、 人工栄養・水分摂取	○
4	山田 山田 山	女	2001.03.05	21	東京都港区	あり	なし	あり	あり	人工呼吸器	知的障害、 てんかん、 心臓病	東京都立 病院	訪問看護 センター	東京都立 病院	・知的障害、 てんかん、 心臓病、 人工呼吸器、 人工栄養・水分摂取	○
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ケース検討会議の効果

- ・ 区にどのような医療的ケア児がいるのか関係課で把握できるようになった。
- ・ 職員同士の顔の見える関係ができ、相談し易い環境になった。
- ・ 庁内統一的な対応の意識付けとなった。

今後の課題

- ・ 庁内関係機関をつなぐコーディネーターの設置